ハ　内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

第二十三条第一項中「又は」を「、」に改め、「若しくは所在地」の下に「又は第十三条第一項第三号に掲げる事項」を加え、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「前事業主及び新事業主」を「変更後の事業主」に改め、「、連署をもつて」を削り、同項後段を削り、同項第二号中「前事業主」を「変更前の事業主」に、「新事業主」を「変更後の事業主」に、同条第二項中「前事業主及び新事業主」を「変更後の事業主」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の三の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中第十三号を第十四号とし、第一号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一　オラキンドックス

附　則

この省令は、平成二十七年八月二十一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年五月二十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―三―四二

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「一万二千円」を「一万三千円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六―三の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。